（運転者席）

第十八条の二　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2～11　（略）

12　次に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項第二号、第二十八条第六項及び第百六条第六項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～25　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」と、

（運転者席）

第十八条の二　（略）

2～7　（略）

8　次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよい。この場合において、細目告示第三十九条第三項第一号、第百十六条第四項第一号及び第百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第２改訂版補足第３改訂版」と読み替えることができる。

一～三　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2～11　（略）

（新設）

（座席ベルト等）

第二十条　（略）

2～25　（略）

26　次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」と、第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。）」とあるのは「協定規則第16号第８改訂版補足第４改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」